

近世河川統制下での河岸の集荷力

加藤光子

I. 序

現代の日本は、規制列島とも云われているほど政・官・業界の三つどもえによる規制の網の目がはりめぐらされている。その数は1万数千とも云われている。この政・官・業界のトライアングルによる支配は外圧により少しずつは崩れているが、良否は別にして総体的には依然として変らない。

近世に目を転ずれば、江戸幕府（政・官界）と特権的河岸問屋（特権的流通業界）との関係がある。幕府は古来からの河岸や河岸問屋に株仲間設定の許可などの特権を与えて保護し、その代償としてそれぞれの河岸に見合った運上金（税金）を上納させた（表1）。河岸は幕藩体制にとって大量交通を可能ならしめた近世水運の基地（湊）であり、特に河岸問屋を通しての直轄領や大名・旗本領からの年貢米輸送になくはならないものであった。その後、輸送する主な積荷が年貢米に限らなくなり、商荷物などが増大してくると荷主である生産者と今までより安全で速く消費地へ輸送する新興の流通産業（特権のない未許可の河岸問屋や河岸に関係した新しい業者層）との関係ができてきた。つまり、体制を尻目に新興の流通業者が生産者のニーズに答え始めたのである。これに対し、旧来の特権的河岸問屋は幕府権力の援助を得てこのような新興河岸問屋の自由な営業権を剥奪しようとした。ここにきて、この特権的河岸問屋と未許可の新興河岸問屋はお互いの生存をかけ

て競争せざるを得なくなった。河岸や河岸問屋が生存をかけるということは河岸で取り扱う積荷量の安定や増大をはかることである。

そこで今回は、江戸幕府による河川統制下での河岸を整理し、その河岸が持っている集荷力に焦点をあてた。そして本論の内容はその河岸の集荷力による地理的意味を考えることとした。河岸としての集荷力はその機能からもいっても積荷の取扱量によって決まるものとした。ここでは明和・安永期（後述）の河岸の運上金が河岸の積荷量の利益によって計算されるということに目をつけた。河岸の運上金は川名氏の調査史料を基に、その河岸で営業している河岸問屋一軒当りの運上金とその河岸の河岸問屋数を掛けることで表した。対象地域は主に利根川水系（図1）とした。

河岸についての研究は、川名登氏の「近世日本水運史の研究」や丹治健蔵氏の「関東河川水運史の研究」の著書がある。これらは河岸や近世の水運に関しての総合的な研究書ともいえる本である。また、個別の河岸については五十嵐富夫氏らの「倉賀野河岸」や田中昭氏の「藤ノ木河岸」・椎名仁氏の「境河岸」・渡辺英夫氏の「小堀河岸」などの研究事例が多くある。これらは各河岸の特徴や構造を史料の吟味などから河岸の解明に重点をおいた考察が主であると考えられる。本稿の特色は集荷力という観点から利根川水系の河岸を全体的に考えたことである。

表1. 元禄期と明和・安永期の吟味河岸と運上金及び未公認河岸（但し、関東水系）

※（明和・安永期の（No.）の、○で囲んだ数字の河岸は元禄期にも吟味が行われた河岸。
（川名氏資料より作成）

元禄期の吟味河岸			明和・安永期の吟味河岸											未公認河岸					
No	河川名	元禄吟味河岸	No	(No)	河川名	明・安吟味	河岸間屋数	一軒当運上額	運上額合計	No	(No)	河川名	明・安吟味	河岸間屋数	一軒当運上額	運上額合計	記号	河川名	未公認河岸
①	烏川	川井	1		烏川	倉賀野	12	永1,000文	永12,000文	87			上三川	1	250	250	A	利根川筋のみ	石塚
②	〃	新	2		〃	藤ノ木	4			88	④	〃	柳林	1	250	250	B	〃	出来島
③	〃	八町	3	①	〃	川井	6			89		〃	粕田	1	500	500	C	〃	古海
④	〃	一本木	4	②	〃	新	3			90		〃	中里	2	500	1,000	D	〃	舞木
⑤	利根川	五料	5	③	〃	八町	3			91		〃	若旅	1	900	900	E	〃	俵瀬
⑥	〃	平塚	6		〃	三友	3			92		〃	上谷貝	1	700	700	F	〃	赤岩
⑦	〃	中瀬	7	④	〃	一本木	6			93		〃	吉田	1	500	500	G	〃	中条
⑧	〃	前嶋	8	⑤	利根川		2			94		〃	西大島	1	500	500	H	〃	須賀
⑨	〃	女沼	9		〃	靱負	1	700	700	95		〃	小川	4	750	3,000	I	〃	上新郷
⑩	〃	古戸	10		〃	八斗島	2	150	300	96		〃	伊佐山	3	750	2,250	J	〃	別所
⑪	〃	葛和田	11		〃	伊勢島	2	300	600	97		〃	川島	1	750	750	K	〃	龍蔵
⑫	〃	酒巻	12		〃	山王堂	2	1,000	2,000	98		〃	女方	3	750	2,250	L	〃	長官
⑬	〃	川俣	13	⑥	〃	平塚	12	150	1,800	99		〃	船玉	4	750	3,000	M	〃	発戸
⑭	〃	稲子	14	⑦	〃	中瀬	2			100	④	〃	小森	2	(休株)150		N	〃	下村
⑮	〃	権現堂	15		〃	高瀬	3			101	⑦	〃	久保田	8	500-1,000	6,000	O	〃	大越
⑯	〃	境	16	⑧	〃	葛和田	3			102		〃	中村	1	750	750	P	〃	鷲宮
⑰	〃	長谷	17	⑮	〃	権現堂				103		〃	上山川	1	1,000	1,000	Q	〃	栗橋
⑱	〃	取手	18	⑯	〃	境	2	1,250	2,500	104		〃	山王	2	375	750	R	〃	木野崎
⑲	〃	小堀	19		〃	関宿内	4	150	600	105		〃	新宿	1	300	300	S	〃	三ツ堀
⑳	〃	布川	20		〃	関宿内	9	150	1,350	106		〃	関本中町	1	250	250	T	〃	瀬戸
㉑	〃	木下	21		〃	関宿向下	22	100-150	2,750	107	⑤	〃	平方	1	500	500	U	〃	大室
㉒	〃	藤堂納屋	22	⑰	〃	長谷	1	750	750	108	⑧	〃	野瓜	1	250	250	V	〃	戸頭
㉓	〃	安食	23	⑱	〃	取手	1	2,000	2,000	109		〃	前河原	1	300	300	W	〃	布施
㉔	〃	金江津	24	⑲	〃	小堀	7	300	2,100	110		〃	桐ヶ瀬	1	300	300	X	〃	布佐
㉕	〃	西大須賀	25	⑳	〃	木下	1			111		〃	川尻				Y	〃	川尻
㉖	〃	源太	26		〃	藤蔵	2	250	500	112		〃	長塚	2	200-300	500	Z	〃	松岸
㉗	〃	結佐	27		〃	江口	1	1,000	1,000	113		〃	行田	2	250	500	a	〃	潮来
㉘	〃	佐原	28		〃	十里	2	350	700	114		〃	鎌庭	1	250	250	b	江戸川のみ	今上
㉙	〃	津宮	29		〃	安西				115	⑩	〃	宗道	3	1,000	3,000	c	〃	加
㉚	〃	小見川	30	㉑	〃	西大須賀	1	1,000	1,000	116		〃	皆葉	1	100	100			
㉛	〃	阿玉川	31		〃	滑川	1	500	500	117		〃	新石下	1	300	300			
㉜	〃	野尻	32	㉒	〃	源太	1	1,000	1,000	118	⑪	〃	中妻	2	500	1,000			
㉝	渡良瀬川	猿田	33		〃	高岡				119	⑫	〃	水海道	3	1,000	3,000			
㉞	〃	梁田	34		〃	本宿				120		〃	細代	1	300	300			
㉟	〃	羽田	35		〃	神崎				121		〃	寺畑	1	500	500			
㊱	〃	早川田	36		〃	神宿				122		飯沼川	佐平太新田	1	250	250			
㊲	〃	越名	37		〃	李子				123		小貝川	伊丹	1	500	500			
㊳	巴波川	部屋	38	㉓	〃	佐原	2	750	1,500	124		江戸川	松戸	2	300	600			
㊴	思川	壬生	39	㉔	〃	小見川	5	300	1,500	125		新河岸川	寺尾	7					

近世河川統制下での河岸の集荷力

④⑩	〃	網戸	40	③①	〃	阿玉川	2	500	1,000	126	〃	牛子	1				
④①	〃	乙女	41	〃	〃	高浜	1	200	200	127	〃	上新	8				
④②	鬼怒川	阿久津	42	〃	〃	芝崎	1	(村請)150	150	128	〃	下新	7				
④③	〃	板戸	43	〃	〃	萩原	1	(村請)250	250	129	〃	扇	7				
④④	〃	道場宿	44	〃	〃	日川	1	(村請)100	100	130	⑦④	霞ヶ浦	小川	2	250	500	
④⑤	〃	柳林	45	〃	〃	笹川	2	700	1,400	131	⑦⑤	〃	高浜	6	150-1,000	3,450	
④⑥	〃	小森	46	〃	〃	矢田部	1	(村請)100	100	132	〃	〃	東崎町(土浦)	6	150-500	1,950	
④⑦	〃	久保田	47	〃	〃	小舟木	1	500	500	133	〃	〃	中城町(土浦)	3	150-500	975	
④⑧	〃	大嶋	48	③②	〃	野尻	4	300-500	1,600	134	⑦⑥	〃	木原	1	125	125	
④⑨	〃	小川	49	〃	〃	高田	2	500	1,000	135	〃	〃	古渡	2	1,000	1,000	
⑤⑩	〃	平方	50	〃	渡良瀬川	北猿田	3	1,500-3,000	6,750	136	〃	北浦	大和田	3	200-750	1,425	
⑤①	〃	高崎	51	〃	〃	南猿田	2	1,500	3,000	137	〃	〃	鳥栖	2	100-500	600	
⑤②	〃	野爪	52	〃	〃	奥戸	1	1,250	1,250	138	〃	〃	駒木根	1	100	100	
⑤③	〃	宗道	53	〃	〃	小生川	1	1,550	1,550	139	〃	〃	徳宿	1	300	300	
⑤④	〃	中妻	54	〃	〃	野田	1	250	250	140	〃	〃	当ヶ崎	4	1,000	4,000	
⑤⑤	〃	水海道	55	③⑤	〃	羽田	2	1,500	3,000	141	⑦⑥	〃	鉾田	1	3,000	3,000	
⑤⑥	〃	新宿	56	〃	〃	下早川田	1	300	300	142	〃	〃	串挽	3	100-750	1,275	
⑤⑦	小貝川	樋口	57	〃	〃	馬門	6	100-2,000	6,300	143	〃	〃	畑田	2	500	1,000	
⑤⑧	〃	道仙田	58	③⑦	〃	越名	4	500-1,500	4,000	144	〃	〃	安塚	1	200	200	
⑤⑨	江戸川	西宝珠花	59	〃	〃	大谷田	1	500	500	145	〃	〃	二重作	1	300	300	
⑥⑩	〃	金杉	60	〃	〃	沼尻	1	250	250	146	〃	〃	梶山	1	(村請)250	250	
⑥①	〃	流山	61	〃	〃	高取	1	500	500	147	〃	〃	阿玉	1	250	250	
⑥②	〃	行徳	62	〃	〃	底谷	1	500	500	148	〃	〃	札	2	500	1,000	
⑥③	荒川	八代	63	〃	〃	古河	1	500	500	149	〃	〃	上幡木	4	200	800	
⑥④	〃	五反田	64	〃	矢場川	小曾根	2	300	600	150	〃	〃	武井	3	100	300	
⑥⑤	〃	高尾	65	〃	〃	日向	1	400	400	151	〃	〃	塙	1	(村請)100	100	
⑥⑥	新河岸川	扇谷	66	〃	巴波川	平柳	1	250	250	152	〃	〃	立原	1	500	500	
⑥⑦	〃	川越新	67	〃	〃	栃木	10	100-500	3,000	153	〃	〃	棚木	1	500	500	
⑥⑧	〃	引俣	68	〃	〃	片柳	5	150-200	875	154	⑦⑨	〃	居合	2	100-250	350	
⑥⑨	霞ヶ浦	駒塚	69	〃	〃	沼和田	1	250	250	155	〃	〃	奈良毛	1	250	250	
⑦⑩	〃	木原	70	③⑧	〃	部屋	7	150-750	3,150	156	〃	〃	沼尾	2	500	1,000	
⑦①	〃	土浦	71	〃	〃	新波	3	150-750	1,350	157	〃	〃	須賀	2	300-700	1,000	
⑦②	〃	柏崎	72	③⑨	思川	壬生	4	200-500	1,400	158	⑧①	〃	大船津	8	100-200	1,200	
⑦③	〃	高浜	73	〃	〃	惣社	2	500-1,000	1,500	159	⑧③	〃	谷原	1	150	150	
⑦④	〃	小川	74	〃	〃	飯塚	3	150	450	160	〃	〃	下幡木	1	(村請)250	250	
⑦⑤	〃	今宿	75	〃	〃	半田	2	500-1,000	1,500	161	〃	〃	深芝	1	(村請)100	100	
⑦⑥	北浦	鉾田	76	〃	〃	三拜	1	250	250	162	〃	〃	息栖	1	200	200	
⑦⑦	〃	江川	77	〃	〃	嶋田	3	150-1,000	1,725	163	〃	〃	木崎	1	500	500	
⑦⑧	〃	津賀	78	④⑩	〃	網戸	3	100-750	1,275		〃	〃					
⑦⑨	〃	居合	79	④①	〃	乙女	3	250-750	1,500		〃	〃					
⑧⑩	〃	懸崎	80	〃	〃	友沼	2	100-750	850		〃	〃					
⑧①	〃	大船津	81	〃	鬼怒川	上阿久津	1	500	500		〃	〃					
⑧②	〃	長津	82	〃	〃	石井	1	250	250		〃	〃					
⑧③	〃	谷原	83	〃	〃	石法寺	1	750	750		〃	〃					
⑧④	〃	石崎	84	〃	〃	蓼沼	1	750	750		〃	〃					
⑧⑤	印旛沼	船尾	85	〃	〃	大沼	2	500	1,000		〃	〃					
⑧⑥	〃	印旛沼	86	〃	〃	上大沼	1	250	250		〃	〃					

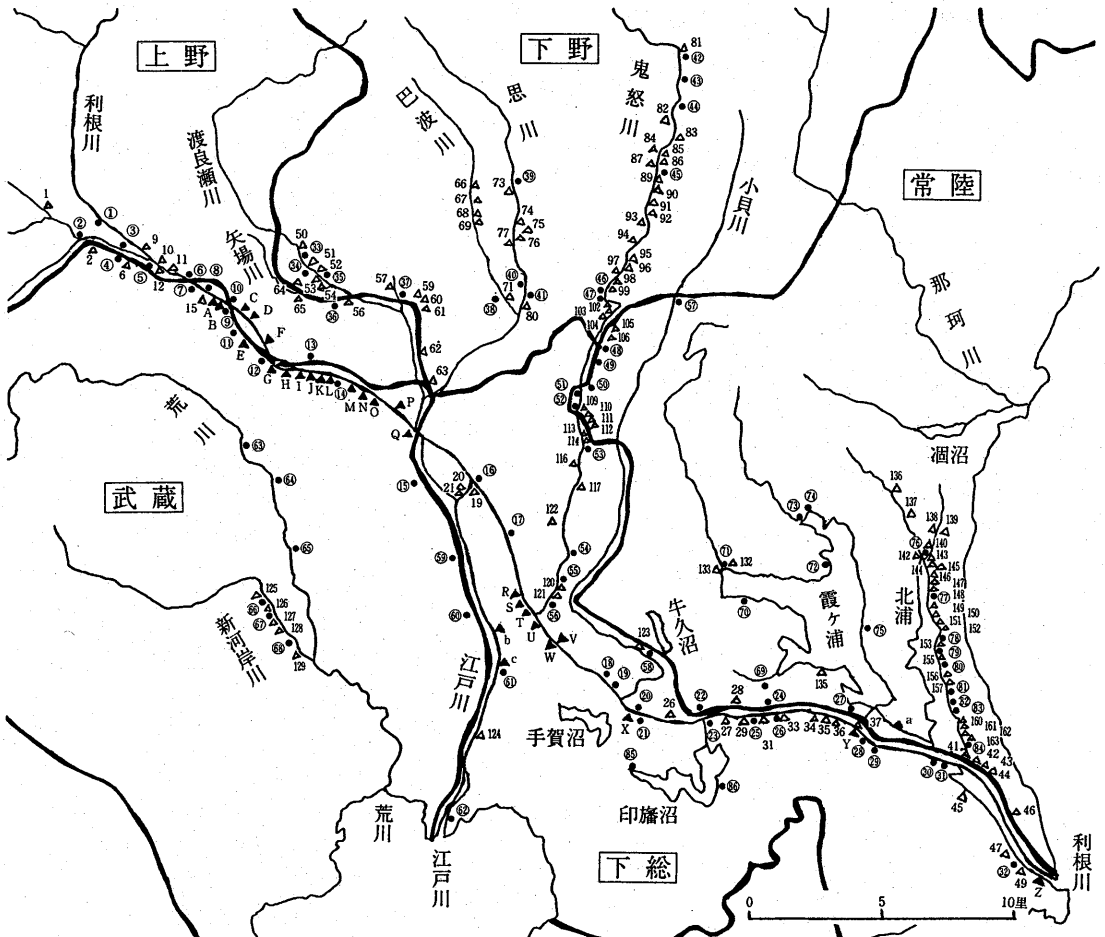


図1 河岸の分布

- 印は元禄期の吟味河岸
- △ 明和・安永期の吟味河岸
- ▲ 未公認河岸

※表1の3種類の河岸と照応させて作成

II. 河岸の構成

「河岸」という言葉は近世に生まれた言葉（『栃木県史』史料編・近世三）であり、それまでは「津」とか呼ばれていた（『万葉集』）。河岸は成立年代やそれぞれの河岸に特徴がある。例えば倉賀野河岸は中山道の宿駅を兼ねた河岸であり、関宿三河岸（内，向，向下）や松戸・小堀河岸は舂下河岸としての特殊な機能も果たしていたが、しかし一般的

には多くの河岸が次のような構成から成り立っていた。

河岸は河岸に関係した中心業者として河岸問屋、船持、船頭、水主（舟乗）ら（図2）で構成されている。そして河岸を中心とした集落は多くの河岸関連業者などが生活をしている（表2）。その河岸問屋は船持・水主らを抱えており、河岸問屋が所有している船の船年貢とともに河岸の役銭・問屋運上金・漁労運上金の営業税は河岸問屋が一手にひき受

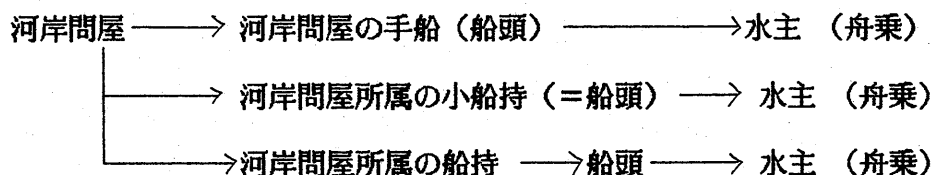


図2 河岸問屋と船持・水主らとの関係 (『近世日本水運史の研究』より作成)

表2 境河岸職業構成表 (天明5年)

	戸数	人口
河岸問屋	2軒	156人
浜方問屋	4	
その他	7	
	3	
船持	59	297
舟乗	156	491
小揚		
日雇		
渡守	9	46
茶屋	21	91
旅籠屋		
商人	55	309
医師	27	113
職人		
座頭		
百姓	38	226
馬持	28	122
計	409	1,851

(『資料で見る、境河岸』より作成)

けて幕府代官所に上納した。しかし独立している船持らの船年貢は彼ら自身で上納した。また古来からの有力河岸は他の新興河岸間と積荷などでトラブルが発生すると支配領主や幕府権力へ冥加金(礼金)を納めて事件解決をはかったりした。河岸問屋の収入は船賃や仲介料(年貢米や商人荷物)として口銭、荷物の保管料として蔵敷や庭銭などの手数料から成り立っていた。

III. 河川統制

近世に河岸が成立する要因は徳川家康が関東入国後、幕府直轄領(入国当時は伊豆・相模・武蔵・下総・上総・上野の6ヶ国の約240万石、その内直轄領は約120万石。後に伊豆・駿河を合せて10ヶ国となる。)から河川を利用しての兵糧米、後に元禄期以前までの主に年貢米の江戸への輸送にあった。そして河岸は関東水系の河川改流工事、特に利根川の東遷事業の完成(1654年)により内陸水路が整備されて、大名・旗本・直轄地領からの年貢米や商荷物なども増加し、さらに発達していった。そして江戸幕府は幕藩体制の維持や構造の上からも、このような河岸を把握し統制する必要があった。

幕藩体制下の河川運輸機構の特色は、大別して二期の河岸吟味と五期の川船行政に表現される(『近世日本水運史の研究』)。

河岸吟味については元禄期(元禄3年)と明和・安永期(明和8年~安永6年)の二期に分けられる。まず元禄期、幕府は領主的荷物の江戸輸送において、以前まで不統一であった運賃を江戸と各河岸との路離を調査して統一運賃を定めた(『関八州伊豆駿河廻米津出湊浦々河岸之道法並運賃書付』(徳川禁令考))。この運賃は幕府が支出する「御定ノ運賃」であり、実際にはこの運賃では引き請けない河岸もあり、その場合には年貢を上納する農民が追加運賃を出さなければならなかった(図3)。つまり河岸は経済的に採算が

近世河川統制下での河岸の集荷力

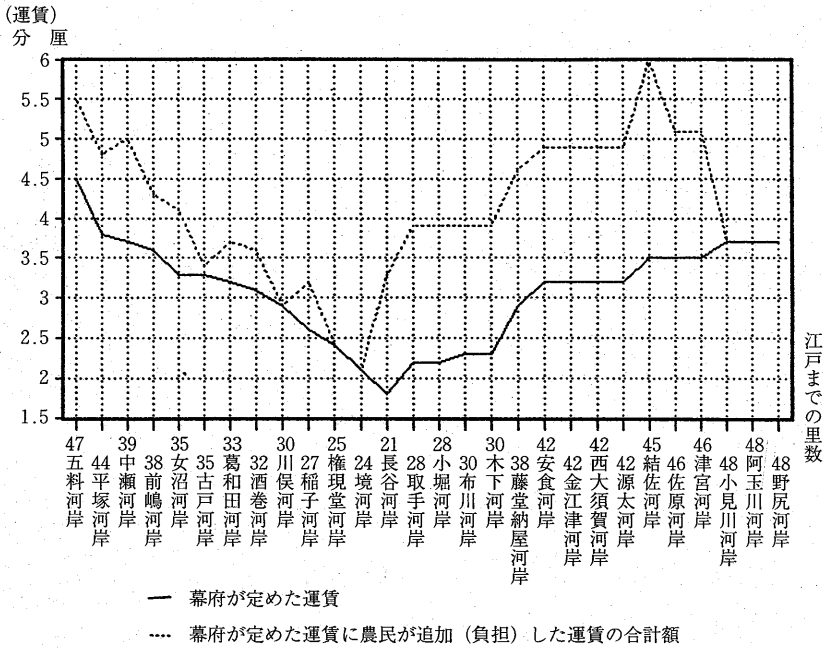


図3 元禄期に幕府により定められた運賃(利根川本川のみ抽出)

※川名氏の調査史料を基に作成

合わない運賃では決して引き請けなかった。そして直轄地以外の年貢米輸送についての諸費用は領主と農民の負担であった。

ともかくにも元禄期に調査された河岸は、関東八州駿豆10ヶ国にわたって120余にも上った。関東水系では86河岸あった(表1)。いわゆる幕府公認の河岸の成立であった。しかし、これらの河岸は幕府直轄地の河岸だけではなく大名や旗本の領地の河岸まで及んだ。つまり元禄期の河岸吟味は領主支配領域を越えた幕府の河岸直接支配の始りともいえる。

次に明和・安永期、元禄期以後は農民の商品生産の発展によって商荷物が増大し、今までのような領主荷物の輸送ルートよりも新しい河岸と結びついた速くて低運賃ないわゆる農民的ルートを出現させた。このことは元禄期に公認された古来からの河岸にとって脅威となった。川名氏は中利根川(図4)のみに限っても新ルート新興河岸との争論数は安永

期までに42件もの数を調べている。これらの公認河岸は、権力と直接結びつくことによって自分たちの営業権を守ろうとした。つまり幕府に対し河岸問屋株(河岸問屋の独占営業権)の設定要求である。それに対し幕府はこの河岸問屋株設定を条件として、河岸の積荷の取扱量の利益に見合った運上金(税金)を賦課し河岸の直接支配を強化することに務めた。そして新興河岸との争論は支配領主や幕府代官所へ冥加金(礼金)を上納して解決をはかった。河岸の再吟味は直接幕府勘定奉行所によって行った。そして運上金の徴収は支配地の役人ではなく幕府代官所が行った。多額の運上金徴収の目的のためには元禄期以後の新しく台頭してきた新興河岸も多く公認した。関東水系だけで163河岸(表1)となり元禄期の河岸数の約2倍ともなった。以前より公認の河岸数は増加したが、それでも公認されない河岸も多くあった。そして公認され

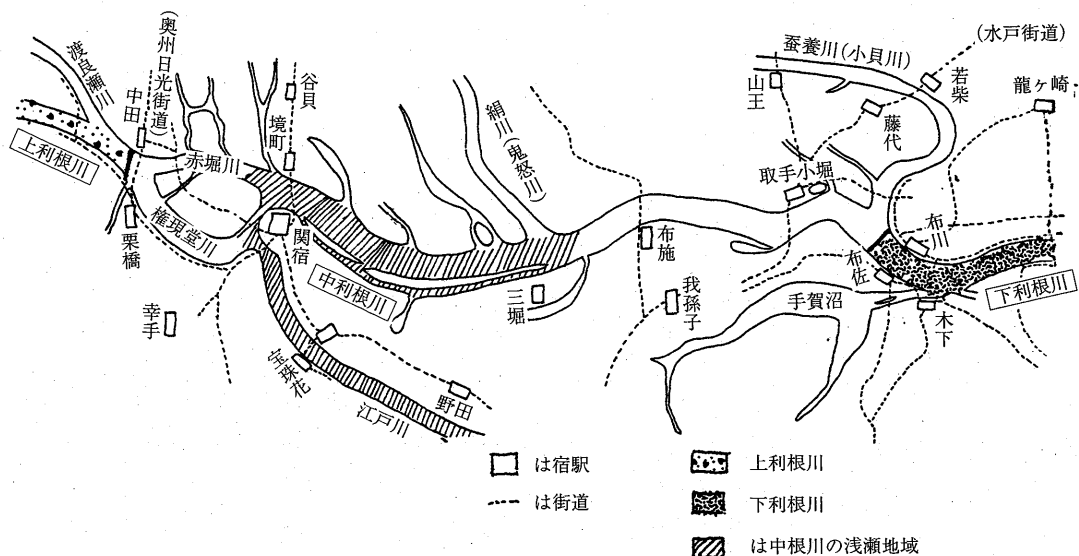


図4 上・中・下利根川の境界と浅瀬地域（「利根川図誌」により作成）

た特権の河岸問屋は幕府権力や支配領主と直接に結びつき営業権が保護された。つまり特権的河岸問屋以外の河岸の営業の禁止であった。ここに幕府は河岸の直接支配を確立した。

一方、川船行政は寛永期と延宝期、元禄・宝永期、正徳期、享保期の五期に変革を行いながら実施された。寛永期、この頃までは年貢米や木材などの公用荷物輸送のための川船を徴集することを目的に川船に極印を打つ「極印打ち」を行っていた。その後は一般の川船にも「極印打ち」が行われた。幕府は、このようにして川船（河岸問屋手持ちの川船や独立した川船所有者）を把握するようになり、川船奉行がこの任にあたった。幕府はこの「極印打ち」とともに次第に川船から船年貢や役銀を徴収するようになった。延宝期には関東では川船の「極印打替」が行われた。さらに川船の船年貢や役銀は船請人を通して納入する「船請制」という制度が設けられた。川船奉行はこの船請人に最終的な責任を負わせて船年貢役銀の徴収を強化していった。元禄・宝永期には「廻村改め」が行われ、川船

奉行の配下たちが関東各地の村々を廻り「無極印」の川船の「極印打ち」に努めた。このようにして幕府の川船把握が徹底して行われた。正徳期には届書の書式・諸手続の整備が行われ、従来の船請人とともに家主や名主にまで連帯責任を負わせて、無極印船の取り締りを行った。幕府は以上のように徹底して行った船年貢役銀徴収のための川船把握であったが、十分な取り締まりができなかった。

享保期になると幕府は、いままでのような川船奉行を廃止し作事方大棟梁鶴氏に「川船改役」として全権を一任した。これは享保の改革の政策の一環として船年貢役銀増徴を目的として行われた。鶴氏の川船支配によって従来の船請制度は廃止され、船年貢役銀の徴収は直接川船役所が行うこととなった。（「近世日本水運史の研究」）

以上のように、江戸幕府による河川統制の目的は河岸と川船を正式な手続きで把握し、河岸と川船から税や冥加金を収奪することにあった。河岸は税や冥加金と引き換えに直接に幕府権力や支配領主と結びつき営業権の保

河岸と明和・安永期に新たに公認された河岸と未公認の河岸とからなったそれぞれ異なった3種類の河岸の分布図である。利根川水系が中心である。また集荷力の分布図(図5)は明和・安永期の河岸吟味の際に河岸に割り当てられた運上金(一軒当り運上金×河岸間屋数)を基にして作成した。序において河岸が取り扱う積荷量の利益に応じて河岸の運上金が決められるということ述べた。そのことは河岸が持っている集荷力を表す目安ともなる。河岸によっては不明なデータも少しあったが大局には影響がないと考えた。これらは利根川本川や渡良瀬川、思川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦、北浦においてほぼ川ごとに地理的に特徴がある地域としてA～Nまでのブロックを仮定して作成した。そしてブロック内で運上金が高い場所は1位と2位のみの河岸名をチェックアップした。地理的な意味づけは主に利根川本川を中心とした。

Aブロックの烏川の倉賀野河岸とNブロックの渡良瀬川の北猿田河岸や馬門河岸は一番高い集荷力を持っている河岸である。倉賀野河岸は中山道を始め下仁田道などの信州の山々の各峠への道との水陸の結節点であり、地理的にも重要な位置に立地している。上信越諸藩からの大量の物資が集った。また北猿田河岸や馬門河岸は渡良瀬川にあって最北端の河岸であり、足尾銅山からの銅や足尾山塊からの林産物を中心とした物資が集荷したと考えられる。

BやDブロックは未公認河岸が集中して立地している地域である。運上金については未公認河岸であるため不詳であった。Bブロックは地理的には必要な位置に立地しておらずおそらく運上金は高くなかったと思われる。またDブロックの利根川の木野崎・三ツ堀・瀬戸・大室河岸の地域は、下流からの物資輸送がCブロックの境河岸までの浅瀬の障害(後述)のため交通困難であった。故にこれらの河岸は江戸川の今上河岸まで一旦陸送し、

今上河岸から江戸川を通過して江戸まで物資の輸送を行った地域である。今までよりも最短距離のコースであった。最短コースを使用したい鬼怒川からの物資は鬼怒川の落口付近にも位置しているDブロックの河岸へ集中するため集荷力は高かったと思われる。また利根川の布施河岸は対岸の戸頭河岸が水戸街道にも通じていたため水戸方面から江戸への近道として貨・客が集中した。そして布施河岸は江戸川の流山河岸や加河岸まで陸上輸送の基地としての役割を行った。つまり布施河岸は戸頭河岸からの渡し場として機能した。以上のような未公認河岸間屋(間屋手持ちの船や雇っている船頭や水主)やその河岸で事業を行っている独立の船持ちは荷主たちのニーズに答えて、運賃が安くしかも最短コースを開発していった。一種の流通革命であった。

Cブロックの利根川の境河岸や関宿三河岸(内・向・向)は江戸川との分岐点であり江戸への最初の入口である。利根川水系の中心核をなすべき位置に立地している。本来ならばこのブロックが一番高い集荷力を示しているはずである。しかしこの場所は下流のDブロックまで浅瀬の地形であり通船には不利である。Eブロックの小堀河岸で舁下舟(高瀬舟などより浅瀬を通船できる舟)に乗り換えることが多く、Cブロックへの通船は安全性や割高の運賃(舁下賃)などの問題もあった。運賃を見ると(図3)境河岸より下流の下利根川地域が上利根川地域よりも追加運賃が高いのがわかる。また境河岸の対岸には物資や旅人の船改めを受けなければならない関宿関所(関宿藩担当)があった。境河岸はこの2つの不利な条件のために物資が段々と減少していった。そのため境河岸はDブロックの未公認河岸などとの間で多くの積荷争いの訴訟事件を起こした。つまり上・中・下利根川筋や利根川支流の近・遠郊の農村や東北諸藩から水運・陸送によってきた多くの物資(その他旅客)はCブロックを避け、統制の

網の目を抜けて他のルートや他の河岸を利用したものがあつたと考えられる。関宿三河岸の河岸問屋は関宿関所の通船改めの順番待ちをする（番取札制度）場所であり、関宿関所の通船改めの一部をも代行（宿付制度）していた。また関宿三河岸は上述の小堀河岸や江戸川の松戸河岸とともに躰下河岸でもあつた。境河岸や関宿三河岸は利根川水系の中心核のブロックに立地し、しかも通船しなければならない正規のルートであつたためそれでも多くの船で混雑した。ブロック単位では集荷力3位をもっているKブロックの久保田河岸や付近の中村・上山川河岸から境河岸までの陸送ルートは公認されており、集荷力は特に冬季の浅瀬障害を避けてこのルートを通過する多くの物資があつたために全般的に他のブロックよりも高かつた。

Eブロックの利根川の取手河岸は水戸街道との結節点であり、河岸問屋一軒で高い運上金を納入している。元禄期以前からの古来の公認河岸でいわば老舗の河岸である。小堀河岸は上述したように躰下河岸としての機能を持っていた。下利根川から高瀬船（200俵から500俵積み）などで小堀河岸まで通船してきた船は、通称元船といつた。この元船の積荷は小堀河岸で躰下舟に乗り換えた。躰下舟はその元船と併送しながら関宿河岸を通過し、江戸川の松戸河岸までの浅瀬区間（図4）を輸送した。小堀河岸の河岸問屋は領主荷物に対しては御穀宿として領主から指定を受け、年貢米などの荷物の躰下輸送を行い、商人荷物に対しては船頭や船持ちたちと躰下舟の契約を行う船宿として、躰下舟の差配提供センターとしての機能を持っていた。また小堀河岸は小貝川の落口付近に位置し手賀沼なども近く周辺にはこの船宿を頼つた多くの小船も出現した。故にEブロックの取手河岸と小堀河岸の集荷力はCブロックの境河岸や関宿河岸とも格差がなく高い数値を示している。

Fブロックは下利根川の中心部であり佐原

の宿を中心とした地回り経済が発達した地域である。佐原は香取神宮をはじめ広範な水田地域を後背に持ち、水運と陸上交通の要衝の地であつた。近世初期は領主の領内繁栄策によって六斎市が開かれ多くの物資が佐原に集中した。そして多くの商工業が発達した。佐原の人口は天保年間で5,647人で当時では大都市であつた。佐原河岸は佐原宿における交通の一窓口であつた。佐原河岸の江戸への取扱荷は米穀・薪・酒・醤油などであつたが多くは米穀類であつた。酒や醤油などは主に地回りものが多かつた。Fブロックの西端に位置する布川河岸は「利根川図誌」の著者赤松宗旦の生まれ故郷である。「利根川図誌」の一節には、「…銚子浦から鮮魚を積んで利根川をのぼる船をなま船という。舟をあやつるものたち三人が日暮れのうちに銚子浦を出て、夜間に20里（約80キロメートル）あまり利根川をさかのぼって、未明に布佐・布川に到着する。一方、冬の間には布佐から馬に積み松戸を通過して江戸に輸送し、夏は生きた魚を水槽に入れた「活舟」で関宿を経て日本橋に到着する…また常陸の鹿島浦から来る鮮魚を積んだなま船もたまにあつた。鯉節の生のままのものや乾魚はてんま・ばうてうなどの小さな舟で輸送したのである。」とある。当時の情況がよくわかる。また鮭がこの地域まで下流から上つてきたので漁の対象となり、布佐・布川の河岸問屋は鮭の漁労運上金も上納していた。近くには木下河岸があり木下河岸は竹袋村から利根川に木を下すといふところからきた名称である。ここから「木下茶船」（観光船）に乗船し香取・息栖・鹿島の三社に参詣し銚子浦を遊覧する観光客で賑わつた（「利根川図誌」）。また布川河岸から下流の下利根川地域（図4）は常に洪水の被害に悩まされていた地域である。村役人は洪水対策や水田の復旧対策に明け暮れた。しかしこの地域は河岸を通して江戸との人的交流が盛んで多くの学者や文化人が訪れた。そして

赤松宗旦や伊能忠敬などの地元の学者も輩出するようになった。このようにしてFブロック地域は利根川文化圏(川名氏)を形成していった。集荷力はそれぞれの河岸に差異がないが、この地域は特に旅客が集中した。

Gブロックは利根川の河口で東廻り海運の基地でもある銚子をもつ地域である。特に東北諸藩との関係が深かった地域であった。それなのに河岸の集荷力はそれほど高くはない。銚子近海の鹿島灘は昔から風浪が激しく多くの漁船が難破したところであり、利根川水運の基地としても適してはいなかった。江戸時代末期の記録(「見聞自知永録録」)には那珂湊より潤沼川に入り大貫や海老沢で陸上げしHブロックの銚田河岸や当ヶ崎河岸まで陸送し、それらの河岸から北浦を渡り利根川へ出て物資輸送を行った、とある。この鹿島灘を避けた方がはるに安全だったのである。那珂湊以南銚子までの海路は正保以後寛文頃に仙台藩の廻船によって開かれた。東北諸藩の廻船がその頃から銚子の飯沼などに着船しだした。また銚子はFブロックの佐原とならび人口6,849人の商工業が盛んな地方の大都市であった。そして野尻河岸や高田河岸の集荷力は年貢米や銚子産出の醤油や干鰯・鮮魚の水産物によったところが大きかったともいえる。

Hブロックは上述したような理由で銚田河岸や当ヶ崎河岸が集荷力が高かった。またこの地域は集荷力の格差が大きい。集荷力の低い河岸には運上金の村請けもあり村の名主などが上納したと思われる。

V. 結

近世河川統制下における河岸は幕府公認の特権的河岸とそうではない未公認の河岸とに大きく分類される。特権的河岸の河岸問屋らは幕府や支配領主へ運上金や冥加金を上納して、幕府から株仲間設定が許可され自分らの営業権が保護された。つまり、特権的河岸問屋間は河岸で取り扱う積荷量が調整され安

定的な集荷ができるようにした。これに対し、未公認の河岸問屋らは荷主と直接に結びつきをもち物資を高速なルートでしかも低廉な運賃で輸送しようとした。このため特権的河岸問屋らの積荷量は減少するという不安定な様相を呈したのである。そこで特権的河岸問屋は営業権侵害のために未公認の新興河岸問屋らに対し訴訟事件を起こした。特権的河岸問屋は常時勝訴した。しかし、この新興河岸問屋らは幕府の河川統制の網の目を抜けて流通業界の革命児としてますます台頭してきた。

取りも直さずこれらの河岸問屋の生存は河岸で取り扱う積荷量の利益で決まったのである。そして河岸の運上金は幕府により明和・安永期には河岸の積荷量の利益によって計算された。つまり河岸の集荷力は河岸の運上金を計算することで表されるのではないかと考えた(一軒の河岸問屋の運上金×その河岸の河岸問屋数)。この河岸の集荷力は地理的にそれぞれ特徴があると仮定し集荷力の分布図を作成して、A～Nまでのブロックごとに分類した。

その結果、この特権的・新興河岸の分布はそれぞれに意味のある場所に立地しているのがわかった。元禄期からの古来の特権的河岸は街道との分岐点や利根川支流の落口、各支流の上・中・下流においてまた霞ヶ浦や北浦などにおいてそれぞれ一定の距離にバランスがとれた位置に立地している。そして明和・安永期からの特権的河岸は元禄期からの河岸の近接地域に集積の利益を得るように立地している。未公認の新興河岸(利根川と江戸川のみであるが)は前記の2種類の河岸とは異なり江戸まで新ルートと結びつき高速度でしかも低運賃で採算が取れるいわば交通条件の良い場所、特にDブロックに立地しているのがわかった。

今回は河岸の積荷量の実数や詳細な積荷の種類や内容および河岸の集荷・出荷先については調査できなかった。次回からはそちらに

焦点をあてて少しずつ整理してまとめられたらと思う。

参考(引用)文献

1. 群馬県史編纂委員会編(1978)：『群馬県史』資料編10近世2 425～762 群馬県
2. 茨城県史編纂近世史第2部会編(1971)：『茨城県史料』近世社会経済編I 15～425 茨城県
3. 柏市史編纂委員会編(1971)：『柏市史』資料編6 布施村関係文書・下 72～490 柏市役所
4. 篠崎四郎編(1956)：『銚子市史』 241～409 図書刊行会
5. 佐原市役所編(1966)：『佐原市史』 293～802 臨川書店
6. 千葉県香取群役所編(1921)：『千葉県香取群誌』 31～127 臨川書店
7. 東庄町史編纂委員会編(1982)：『東庄町史』上巻 541～560 東庄町
8. 取手市史編纂委員会編(1992)：『取手市史』通史編II 401～450 取手市教育委員会
9. 川名登(1984)：『近世日本水運史の研究』 409. 雄山閣出版
10. 丹治健蔵(1984)：『関東河川水運史の研究』 450. 法制大学出版局
11. 椎名仁(1982)：『境河岸』 109. 筑波書林
12. 赤松宗旦【阿部正路・浅野通有訳】(1978)：口訳『利根川図誌』巻1～巻6 崙書房
13. 埼玉県教育委員会・埼玉県立さきたま資料館編(1989)：「利根川の水運」歴史の道調査報告書 第10集 108. 埼玉県政情報資料室
14. 建設省関東地方建設局河川部河川課監(1993)：「河物語・利根川」 181. 関東建設弘済会
15. 田村・木村・石塚編(1993)：「資料で見る 境河岸」 47. 境町歴史民俗資料館
16. 吉田東伍「蘆田伊人補」(1935)：「大日本讀史地図」 91～120 富山書房
17. 五十嵐富夫(1963)：「近世における河岸制度 倉賀野河岸を事例として」 信濃 15 1 820～830
18. 渡辺英夫(1991)：「利根川舟運における 船下河岸の構造 下総国相馬郡小堀河岸の場合」 秋大史学 37 85～113
19. 田中昭(1979.1980)：「烏川・利根川の水運 藤ノ木河岸の変遷を中心として 上・下」 郡馬文化 23 1～10 24 1～11